

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

仙台法務局及び宮城県人権擁護委員連合会では、8月27日(水)から9月2日(火)までの全国一斉「こどもの人権相談」強化週間に、時間を延長して電話相談とLINEによる相談を受け付けます。

学校での「いじめ・体罰」や家庭内での「児童虐待」など、こどもをめぐる様々な人権問題について、人権擁護委員が相談に応じます。

強化週間の詳細は、次のとおりです。

期 間 令和7年8月27日(水)から9月2日(火)まで
時 間 午前8時30分から午後7時まで
土曜日・日曜日は、午前10時から午後5時まで

相談は無料で、予約は不要です。秘密は固く守ります。

電話番号は、**0120-007-110（フリーダイヤル）**です。

LINEによる相談は、@linejinkensoudan で検索して友だち追加してご相談ください。



QRコードの場合は、LINE 公式アカウントを友だち追加してご相談ください。
[LINE 公式アカウント]：「法務局LINEじんけん相談」

※ 検索ID又はQRコードの掲載については、貴誌のスペースに応じて選択していただいて差し支えありません。

御不明な点は、仙台法務局人権擁護部（TEL 022-225-5743）までお問合せ下さい。